【主文】被告人を懲役2年6月に処する。

未決勾留日数中300日をその刑に算入する。

訴訟費用中、証人V、同A及び同Bに支給した分は被告人の負担とする。

【理由】 (罪となるべき事実)

被告人は、自己が雇用していたBと交際中のV(当時16歳)を強いて姦淫しようと企て、平成12年8月3日午後6時29分ころから同日午後6時45分ころまでの間、埼玉県c市(以下地番略)a ビル3階空室内において、同女に対し、その両手を押さえ付け、その両下肢の間に膝を押し入れるなどの暴行を加えてその反抗を抑圧し、強いて同女を姦淫したものである。

(証拠の標目) 省略 (争点に対する判断)

1 被告人は、Vを強いて姦淫しようと企てたことはなく、Vに対して公訴事実記載のような暴行を加えたことも、姦淫した事実もなく、犯行時刻とされる時間帯に犯行現場とされる公訴事実記載のaビル3階の空室にいたこともないと述べて弁解し、弁護人も被告人の弁解供述に依拠して、本件は、Vの狂言によるえん罪事件であり、被告人は無罪であると主張するので、以下、検討する。 2 Vの供述の信用性について

(1)証人Vに対する受命裁判官の尋問調書によれば、Vの供述の要旨は、おおむね以下のとおりである(以下、供述を引用する場合は、公判廷及び公判準備におけるものを含めて、公判手続の更新の前後を問わず、単に「供述」という。)。

るものを含めて、公判手続の更新の前後を問わず、単に「供述」という。)。 自分は、携帯電話のメールで知り合ったBから旅費を出してもらって平成1 2年8月1日(以下,特に記載しない限り,年度は平成12年である。)に上京し、翌2日の朝,Bに駅まで車で迎えに来てもらい,当時,Bが居候していた被告人方に連れて行ってもらった。被告人方に着いた後,居間で被告人にあいさつをし て、Bが寝泊まりしていた部屋(以下「Bの部屋」という。)に入り、東京にいる 間世話になるお礼としてBにマッサージをしてやった。マッサージをしている途 中、被告人が部屋をのぞき、いやらしいことをしていると勘違いされて「お楽しみ のところを邪魔したね。」と言われたので、Bがマッサージをしてもらっていたと説明すると、被告人から、妻の体調が悪いので、妻にもマッサージをしてくれるように頼まれたので承諾した。その後、Bは、被告人から依頼されてノートか何かを 買うために外出し、自分は、被告人の妻が入浴している間に、被告人から頼まれて 6畳間の布団の上で被告人にマッサージをしてやった。自分が、うつ伏せになって いる被告人の上にまたがり、背中の方からふくらはぎや太股、腰をマッサージしてやったところ、被告人は、うつ伏せのまま腰を上下に揺すっていたが、やがて起き 上がり、両膝で立って、膝から上をまっすぐ起こしているような格好で、正座のよ 上がり、画像で立つて、膝がら上をよっすく起こしているよりな格好で、正座のような座り方をしていた自分と正対した。被告人は、ランニングシャツとトランクスを着ていたが、自分と向かい合ったときには、トランクスを太股の中間くらいまで脱ぎかけていた。被告人は、向かい合っていた自分の頭をつかみ、勃起した被告人の陰茎をなめろと言った。自分は、「嫌だ」と言ったが、髪の毛をつかまれて口の切りに被告人の陰茎を押しつけられたので、口を固く閉ざし、顔を左右に振って抵抗したため、陰茎が口やほおにあたった。その後、被告人は諦めたのか、「だれになっため、陰茎が口やほおにあたった。その後、被告人は諦めたのか、「だれになったかりた」と言って陰茎を押しつけるのをやめた。それから5分ましないころ も言うなよ」と言って陰茎を押しつけるのをやめた。それから5分もしないころ, 自分が居間にいると,被告人の妻が風呂から上がってきた。Bもまもなく帰ってき たが、自分は、だれかに言ったら被告人に何かされると思い、また、Bが被告人の下で働いていて、被告人の家に住まわせてもらっていたので、Bが追い出されて迷 惑がかかると考え、だれにも言えなかった。Bが帰ってきた後、自分は、被告人の 妻にマッサージをしてやった。その後、自分は、昼食を食べにBと被告人とその妻 の4人で車で外に出掛け、ファミリーレストランで食事をした。食事をした後、被 告人の妻を途中で車から降ろし、3人でファックスを買ってから、被告人が経営するパブbのホステスが住んでいるマンションに行き、部屋にファックスを取り付けた後、ホステスを2人車に乗せてc市のaビルの4階にあるbに向かった。bに は、従業員が既に来ていた。その日か又はその次の日のどちらかに店にいた3人の お客にマッサージをしてやった。8月2日の日は、翌3日の午前1時か2時ころに 店を出るまでずっと4階の店内にいたが、被告人は、途中でどこかに出掛けた。自 分は,店を出てから,Bがホステスをマンションに送り届けるのに同行し,そこで 被告人とその妻と合流して被告人方に戻った。被告人方に戻るのは嫌だったが、急 に被告人方に行くのが嫌だと話すと、Bにその理由を話さなければならなくなると 考え、被告人方に帰るのが嫌だとは言えなかった。自分は、上京したばかりで、B

のほかに頼る相手も余りいなかった。被告人方に帰ってから、Bの部屋で寝たが、 Bから求められ、好意を持っていたので、セックスをした。自分は、8月3日午前 10時過ぎから11時ころに目を覚ましたが、Bが入浴をするために部屋から出ていくと、被告人が部屋に入ってきた。自分は、そのときブラジャーとパンツの上に Tシャツという姿で布団に横になっていたので、下着姿を見られないようにするた め、正座するように座って掛け布団を羽織った。被告人は、自分の目の前まで近づいてくると、ズボンと下着を下ろして陰茎をむき出しにした。そこで、自分は、すぐに顔まで掛け布団をかぶったが、被告人は布団をはいで自分の顔を出させ、髪の毛をつかんで「なめろ」と言って、陰茎を顔に近づけてきた。自分は、何回も「嫌だ」と言って首を左右に振って抵抗したが、被告人が髪の毛を強く引っ張される度をなってはなりに関してはてきたため、自分が「嫌しと言ったり、影の毛を引っ張される度をなってはなりに関してきたため、自分が「嫌しと言ったり、影の毛を引っ張される度 茎を口に押しつけてきたため、自分が「嫌」と言ったり、髪の毛を引っ張られる痛さで口を少し開けたときに、勃起した陰茎が口の中に入ってしまった。被告人は、 腰を振っており、自分は、陰茎をのどの奥まで入れられて気持ちが悪くなった。し ばらくして、被告人は、自分から離れると、「だれにも言うなよ。」と言って、また口止めをしてきた。自分が、被告人からこのようなことをされている間、被告人の妻がどこにいたか分からない。その後、Bが部屋に戻ってきたが、Bに迷惑を掛 けられないと思ってこの話はしなかった。自分は、被告人の家を出たいと思った が、東京の地理が分からなかったため、出て行かなかった。自分は、その日も、被告人やBと一緒に車で支払先関係などを回ってから、夕方、bに行ったが、何事も なかったかのように振る舞っていた。この日、自分たちがりに着くと、若い従業員が既に来ていた。自分は、店の中で座っていたが、従業員は、c駅にちらしを配り に行き、Bは着替えをしてホステスを迎えに行き、被告人は開店の準備をしてい た。Bがホステスを迎えに行く前に、被告人は、Bの前で、自分に対し、 3階にいろ」と言っていた。被告人は、Bが出掛けると自分を連れて、エレベータ ーで3階に下り、かぎを開けて店舗の出入口から室内に入って物置の方まで案内し た。物置の出入口の辺りで、被告人は、一、二回電話をかけていた。自分は、ソファーに座っていて、電話の内容はあまり聞こえなかったが、被告人が「今どの辺に いる」などと電話の相手に聞いていたので、相手はBだと思った。自分が、自分の 持っている携帯電話(番号略)の着信履歴を見ると、Dから着信があったことが分かったので、自分の携帯電話は当時着信しかできない状態だったため、被告人の携帯電話を借りてDに電話をしたところ、Dから「今日は仕事だからもう寝る」と言 われ、自分は、電話を切っ て、別のソファーに座った。すると、被告人が近づいてきて自分の両肩をつかんで体の向きを被告人と正対するように変えさせたので、自分は、足をソファーに上げ て後ずさりした。被告人は,自分の両手首を重ねるようにして片手でソファーの背 を使うさりした。被告人は、自分の両子目を重ねるようにして万子でノファーの育もたれ部分に押さえつけ、自分がはいていた膝丈のジーパンのボタン様のものを外してチャックを開け、ジーパンと一緒にパンツをずり下ろした。左足の方は全部脱がされ、右足の方はふくらはぎのあたりまで脱がされた。自分は、「やめて」と10回くらい言って足をバタバタさせた。被告人は、ズボンやトランクスを下ろして、自分の体にかぶさるようにしてソファーに膝をつき、無理やりセックスした。被告人は、自分から離れると陰茎を白いタオルのようなもので拭きながら「いっちゃった」と言っていたので、触禁したと思った。その後、自分の推進電話に批声の やった」と言っていたので、射精したと思った。その後、自分の携帯電話に地元の中学の同級生であるEから電話がかかってきて、何をしているのか聞かれたが、そのとき、被告人は、ズボンやトランクスを上げており、自分はまだ下着を脱がされたままの状態だったので、「今は話したい気分じゃないから」と言って、Eからの電話を切った。すると、被告人から、「誰から電話がかかってきたのか」と聞かれ、「やけに短かった」かけ直してためんと話せ」と言われたが、自分は、Eにす れ、「やけに短かった。かけ直してちゃんと話せ」と言われたが、自分は、Eにす ぐ電話をかけ直すのはおかしいと思って、被告人にDの電話番号を教えると、被告 人は、被告人の携帯電話でダイヤルをして自分に渡した。電話に出たDが「もう眠 いから切る」というので、自分は、Dに謝って電話を切り、携帯電話を被告人に返した。その後、被告人は、「だれにも言うなよ」とまた口止めをし、駄賃だと言って、お札を二、三枚渡そうとしたが、自分は受け取らなかった。被告人が、4階に上がっていくとき、「おうB」と言っていたので、Bと電話で話をしていたと思う。自分は、そのまま20分くらい3階にいて、その後4階に上がっていった。被告人は、店の内では自分が洗い物をしたおれば、まって5000円割か1万円割を 告人は、店の中でも自分が洗い物をしたお礼だと言って5000円札か1万円札を 2枚くらい差し出してきたが、自分は受け取らなかった。その日は、午後12時か 翌日の午前1時ころまで店にいて、その後ホステスを送ってBや被告人と一緒に午 前2時ころ被告人方に戻った。被告人方に帰ってきてから、自分は、Bと一緒に買

でで、その人で、 (2) Vの公の公のは、 大きいで、 (2) Vの公の公のは、 大きいで、 (2) Vの公の公のは、 大きいで、 (2) Vの公の公のは、 大きいで、 (2) Vの公ので、 (3) こかで、 (4) とした、 (4) とした、 (4) とした、 (5) といった、 (6) といった、 (6) といった、 (7) といった、 (6) といった、 (7) といった、 (7) といった、 (8) といった、 (8) といった、 (9) といった。 (9) といった、 (9) といった、 (9) といった、 (9) といった、 (9) といった。 

(3)こうした事情に加えて、Vの供述内容は、当時16歳の女子高生であるVにとっては本来恥ずかしく、他人に知られたくない事柄であり、本件強姦被害に遭ったことが表ざたになったことにより在籍していた高校を退学することを余儀なくされるに至っているのであるから、あえて虚偽の内容の事実を作出して供述すべき特段の事情が存在しない限り、その供述の信用性は一般的にみて高いといってよいと考えられる。

この点につき、被告人は、本件は、Bが被告人に求めていた出資金の返還等の金銭問題を解決するために仕組み、Vがこれに協力したとか、Vが被告人から化粧の仕方を中傷されたことから、恨みに思って被告人を陥れようとしたなどと供述している。

しかしながら、Bの公判供述によれば、Bは、本件被害事実をVから告白され、それが契機となって被告人の下での仕事を辞め、それに伴って出資金の返還を求めようとしたというのであり、Bが仕事を辞めて被告人に出資金の返還を求めるに至ったいきさつには何ら不自然なところはない。また、本件犯行前の8月3日当時、仕事を始めたばかりのBが、仕事を辞めたがっていたという事情は認められず、仮に、Bが、Vの協力を得て、強姦被害の事実をでっち上げたとしても、これによって金銭的な請求を行い得るのはVであって、Bではないから、Bが金銭的な利益を得ることにはならないし、また、Bが、Vが慰謝料等名下に得た金員を取得することを目論んでいたり、あるいは出資金返還等の交渉材料に本件を利用しよう

としてVがこれに協力したとすれば、Vが、本件犯行後間もない時期に、郷里にいる母親に対して、わざわざ本件被害事実を打ち明けていることは不自然といわざるを得ない。さらに、V及びBの供述内容を見ても、BとVが、相互に相手の供述に合わせているような形跡も認められない。また、本件被害があったとされた後、Vが化粧をしていたことは、V及びBは否定しているところであるが、仮にそのような事実が存在し、被告人がVを侮辱するような発言があったとしても、その場限りの1回の発言に対して、その報復として、本件犯行のわずか2日前に会ったばかりの当時16歳の女子高生が、自らを強姦のVとして、捜査機関に訴え出るということはいささか考え難く、他に、Vが被告人を強いて陥れるような事情はうかがわれない。

(4) Vは、被告人に強姦される直前に知人であるDからの着信履歴があることに 気が付き、被告人の携帯電話を借りてDと話をし、また、強姦された直後に友人の Eから電話を受け、話をする気分になれないことからすぐに切ると、被告人から電 話をかけ直すよう言われて、仕方なく、Dに電話をしたと供述している。 関係証拠によれば、被告人は2台の携帯電話を常時使用しているところ、そ

(5) さらに、Vの捜査段階及び公判段階の供述を除く、その余の関係証拠によれば、Vは、当時16歳の高校2年生で、7月30日に広島県市の実家内で日を記し、Bを頼って8月1日に上京してきたが、初めての東京で出生、8月2日に上京してのまたと、8月1日に上京してきたが、初めてきないと、8月2日に上京してのまたと、8月2日に上京してのまたとり、8月1日に上京してきたが、初めてきないたと、8月2日に上京してがきていた。8月1日に上京してがきていたとり、8月1日に上京してがきていたとり、8月1日に上京してがきていたとり、8月1日に上京してがきていたとり、8月1日により、8月1日により、8月1日により、8月1日により、8月1日により、8月1日により、8月1日により、8月1日により、8月1日により、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日には、8月1日に

上記事実は、Vの前記供述と符合するところ、本件犯行時刻とされる時間帯にBともう1人の従業員がbの店の外に出ており、来客がない限り、Vと被告人が二人で店内にいたことが客観的に明らかであり、その上、被告人は、Bが不在となる時間帯を把握していたのであるから、このことは、Vの供述の信用性を補強する

ものといえ,また,Vは,本件犯行直後に,Bに対して被害に遭った事実を打ち明け,その後,間もなく,警察や母親に被害の申告をしているのであり,これも被害事実の存在をうかがわせる事情といえる。また,後記4で詳述するとおり,Vが被告人からわいせつ行為をされたという8月2日の午前中についても,被告人の指示によりBが外出していることが明らかであり,被告人の妻が入浴中にわいせつ行為に及ぶ機会があったことも明らかである。なお,Vは,被告人から,わいせつ行為を2度にわたってされたにもかかわらず,被害事実をBに打ち明けることもせず,を2度にわたってされたにもかかわらず,被害事実をBに打ち明けることもせず,16歳の少女が,被告人がBの上司であることを慮って,被告人を恐れ,あるいは虚勢を張って,被害に遭った事実を話さなかったとしても,必ずしも不自然であるとはいえない。

- とはいえない。 (6) Bは、後述するとおり、8月2日の午前中に買い物や電話料金の支払いを被告人に頼まれたこと、Vが8月3日の日あまり元気がなく、カラオケを歌ったのは自分が無理に勧めたためであること、Vが化粧していたことには気づかなかったこと、被害に遭ったことを話したときのVはショックを受けているようで、あまり話したがらない様子であったこと、その他告訴に至る経緯など、Vの供述内容におおむね沿う供述をしている。
- (7)当時、bで歌手として稼働していたFは、公判廷において、8月3日午後7時ころ、店に出勤すると、Vが店にいて歌っていた、その時、Vは似合わない化粧をしていたので、Vを笑った、被告人もVを笑っていた、Vは、全く暗い様子はなく、飲酒をして喫煙しており、よくしゃべり、何曲もカラオケを歌い、客のマッサージをしていたなどと供述し、bの共同出資者であるGも、公判廷において、同日午後9時ころ、bに行くと、Vは、店内でふんぞり返ってたばこを吸っており、変なメイクをしていたなどと供述している。
- 上記両名の供述は、本件被害に遭ったとVが供述する時間帯が経過した後の、店内でのVの様子について、被告人の供述に沿うものであり、これらの供述を前提とすると、Vは、犯行後も特に変わった様子は見られなかったということとで前提とすると、Vは、犯行後も特に変わった様子は見られなかったということとである。しかしながら、Fは、7月から12月までの間、被告人に雇われてもである。しかしており、7月から12月までの間、被告人に雇われてもでのである。してはおり、来日当初はおり、一方、Gは、bの共同出いずれも店の被告人に雇われており、で生活しているものでは、bの共同と関係にあるとはであると考えられる。また、Bの公判段階の供述によれば、のから、とはであると考えられる。また、Bの公判段階の供述によれば、のから、Bが指示して歌わせたというのであり、Vが元気の被害についてあり、Pが元気をの被害についても、親しいBに対していたとしても、から、本件強姦の被害について、これを隠そうとしていたとしても、特にびGの失いであったとしても、Vの前記供述の信用性は左右されない。
- するとおりであったとしても、Vの前記供述の信用性は左右されない。 (8)以上検討したところによれば、Vの前記供述は十分信用できる。
- 3 被告人の供述の信用性について
- (1)被告人は、公判廷において、本件犯行当時の自己の行動について、要旨、以下のとおり供述している。
- 下のとおり供述している。 8月3日は、ホステスの名刺等の作製を依頼していたHと打合わせをする予定があったが、買い物に行くために午後6時ちょっと過ぎころ、ホステスを迎えに行くBとともに店を出て、e金物店に行き、午後6時20分ころ店に戻ったと思う。店で待っているとHが車で来たので、4階の店の中で打ち合わせをした。それが8月3日のことだと分かるのは、その日にホステスのFとIの名刺とビラを受け取ったからである。その日には英文のポスター、写真付きの名刺及び案内状の作製を依頼した。Hとの打合わせは15分から20分くらいかかった。Hは、午後6時40分ころに帰ったと思う。Hが帰るとき、駐車場まで一緒に行って、電話ショップに寄ってから、店に戻った。Bは午後6時50分ころから午後7時の間に店に帰ってきたと思う。
- (2)本件犯行当時の自己の行動に関する被告人の公判段階における供述の要旨は、以上のようなものであるところ、被告人の上記供述は、本件犯行時刻ころには、Hとaビル4階のbの店内で打合せをしていたから、同ビル3階の本件犯行現場には行っていないというものであるが、被告人は、自己のアリバイともいうべき

このような重大な事柄を,捜査段階においては,全く供述することがなく,公判段 階に至って初めて述べているのであり、供述経過に不自然さが残ることが否めな い。被告人は、捜査段階でHと打合せをしていた事実を思い出せなかった理由とし て、10月2日に逮捕され、当時の自己の行動を思い出そうとしたが約2箇月も以 前のことで、記憶が鮮明でなく思い出せなかった、当初の被疑事実が午後6時50 分ころの犯行とされており、また、捜査段階では携帯電話の発信記録を見せられな かったからであるなどと説明しているが、一方、被告人の公判供述によれば、被告 人は、本件犯行の2日後である8月5日に、Bから電話でVが被告人から強姦され たと言っているということを妻から聞かされており、同月12日に保護司と会った際にも、Vが強姦されたとBが言っているといって相談しているのであるから、逮 捕されるよりもかなり以前の段階から、Vが強姦されたとして警察に被害の申告を したり、告訴するかもしれないということは容易に予想し得たと考えられる。そう すると、被告人としても、Vと会った後の8月2日から翌3日の自己の行動について、さほど時間が経過しないうちに記憶を喚起しておくことも十分に可能であったと考えられるから、逮捕された時期が、犯行が行われたとされる日から約2箇月後 であるからといって、当時の自己の行動を思い起こせない理由とはいえない。また、被告人は、捜査の当初から無実を主張しているところ、逮捕された段階では、 被疑事実の記載によれば、犯行時刻が午後6時50分となっていたから、午後6時 29分から午後6時45分までの自己の行動に思い至らなかったというのは、それ がほぼ同時刻といえる時間帯であることを考えると、余りにも不自然である。また、被告人の携帯電話の発信記録によっても、8月3日午後6時から午後7時にか けてHと会っていたことをうかがわせる記載はないのであるから、携帯電話の発信記録によって記憶を喚起したというのも不自然というほかない。そうすると、被告 人の公判供述の信用性は乏しいといわざるを得ない。

(3) Hは、第3回公判期日において、被告人の上記供述に沿った供述をしているが、その要旨は、おおむね次のとおりである。

が、その要旨は、おおむね次のとおりである。 b関係の印刷物の打合せをしたのは、8月1日ころからであり、それ以降1 週間くらいは平日ほぼ毎日打合せをしており、いつも午後6時ころから7時ころの間、長くなると午後7時半ころまでやっていた。打合せの時間は短いときで5分くらい、長いと30分くらいであった。8月上旬の打合せでは、案内状(実際には挨拶状という表題)の作り直しとホステスの顔写真付きの名刺の作成を依頼された。案内状と名刺の打合せは同じ日に行い、その日は30分以上打合せをした。打合せの間、被告人はかなり頻繁に電話で話をしていたが、店の電話はあまり使っていたが、打合せの後、車で文房具店fへ行き、まず2階で名刺の台紙を購入し、領収書(弁9号証)を受け取り、次に、案内状の台紙を1階で購入して、領収書(弁

Hは、上記供述において、打合せをした日が8月3日であると考えた理由について、記憶していた被告人の服装が、当日、被告人に会っているというGの話と一致したこと、及び8月1日は小学校の仕事をし、2日は家のことをしてパソコン指導用の教材を作っていたこと(ただし、その資料作成は結局お盆明けもずっとやっていた)、被告人と打合せをした後にfで台紙を購入した際の領収証(弁9号証)に8月3日という日付が入っていることなどを挙げ、打合せをした後にfへ行って台紙等を購入した状況について、極めて詳細かつ具体的に述べていた。

証)に8月3日という日付か入っていることなどを挙げ、打合せをした後にすべ行って台紙等を購入した状況について、極めて詳細かつ具体的に述べていた。ところが、Hは、上記供述後、新たに8月3日にfにおいて名刺の台紙が2100円で販売されたのが午後5時24分ころであったことを示す証拠(甲58ないし62)の存在を、検察官から明らかにされるや、第7回公判期日において、従前の供述を翻し、その日は打合せの前にfに行った、8月3日に買ったのは名刺の台紙だけで、手書きの領収書は8月3日のものかどうかは分からない、1日のうちに2回(打合せの前後)fに行くことも一、二回あったと思うなどと、被告人と打合せをした時間と、fへ行った時間の前後関係について、従前の供述とは全く逆のことを述べる一方、8月3日の打合せの時間帯が午後6時以降であることは間違いないと供述している。

しかしながら、Hの供述は、先の供述において、被告人と打合せをした後に f に行ったと詳細に供述しておりながら、f で買い物をした時刻が午後6時より以前であったことが判明するや、被告人との打合せの時刻は変わらないが、f に行ったのがそれ以前であったと供述を変更させるなど、余りにも場当たり的といわざるを得ない。Hが、真実、被告人と打合せをした事実やfで買い物をした事実について、具体的な記憶を保有していたとするならば、その前後関係について記憶違いを

するということは通常考え難いのであり、その上、打合せと買い物との時間の前後関係について記憶があいまいであるにもかかわらず、打合せの行われた時間帯につ いてのみ具体的な記憶を保有しているというのは、一層不自然の感を免れない。加 えて,Hの供述によれば,当時,同女は,かなり頻繁に被告人の依頼を受けて印刷 物の作製をしていたことがうかがわれるところ、8月3日の自己の行動については 具体的な供述をするものの、その前後の日にちの行動については、記憶があいまい になっているのであるから、こうした事情を考慮すると、被告人と打合せをしたという8月3日についてのみ明確な記憶を保有しているとは到底考えられない。以上 の次第であって、Hの公判供述によっても、Hが被告人と打合せをした時間帯が午後6時以降であることが明確であるとはいえず、被告人と打合せを行った日にちが 8月3日であることについても,一義的に明らかであるとはいえないから,Hの公 判供述によっても、本件犯行時刻に被告人がHと打合せをしていたと認めることは できないのであり、被告人の前記供述を裏付けているとはいえない。

(4)以上検討したところによれば、被告人の、本件犯行時刻ころには a ビルの 3 階にはおらず、同ビル4階のbの店内でHと打合せをしていたという前記供述は、 それ自体信用性が高いとはいえない上、他にこれを裏付ける証拠もなく、信用性の

高いVの前記供述に反していて、信用できない。

4(1)なお、Vは、本件犯行前日の8月2日午前中、Bが買い物に出掛け、被告人 の妻が入浴している間,及び同月3日午前中,Bが入浴している間に,被告人方に おいて、被告人からわいせつ行為をされたと供述しているところ、弁護人は、Vが わいせつ行為をされたという時間帯には、いずれも被告人の妻やBが在宅してお り、狭くて遮音性の乏しい家屋内で、わいせつ行為ができるはずがなく、その上、 8月3日には午前10時30分ころにGが被告人方を訪れて風呂上がりのBと会っ ており,被告人の妻もリビングか寝室にいたはずであるから,そのような状況下で 被告人がわいせつ行為をするのは客観的に不可能であると主張する。

Vの上記供述は、本件犯行につながる一連の行為として述べられているので あるから、本件犯行前にVがされたという各わいせつ行為が客観的に不可能である とすれば、Vの供述中に虚偽が含まれていることとなり、そうすると、本件犯行に関するVの供述全体の信用性にも疑問が生じ得る。そこで、被告人が、上記各わいせつ行為を行う客観的可能性があったか否かについて、更に検討を加える。

(2)8月2日午前中のわいせつ行為について

被告人からわいせつ行為をされた時期について,Vは,8月2日の午前中に Bが被告人に依頼されてノートなどの買い物のために外出していた間であると供述 しているところ、Bは、公判廷において、8月2日か3日に被告人に頼まれてコンビニエンスストアにジュースを買いに行き、ノートを買ったかも知れないこと、ま た,同月3日に電話料金8万円くらいをコンビニエンスストアに支払いに行ったこ

とがあると供述している。 関係証拠によれば、8月2日午前9時07分に被告人方付近のコンビニエン スストアでジュース等を買った際のレシートが被告人方に存在し,同日午前9時4 6分に、同じコンビニエンスストアで8万円余りの被告人の電話料金が支払われて いることが認められる。

うした客観的事実を前提に,Bの上記供述を検討すると,電話料金の支払 いをしたのが8月2日であったか、3日であったかというBの記憶があいまいであったとしても、時間の経過を考えるとあながち不自然であるとはいえず、さらに、 Bが被告人の電話料金の金額をある程度具体的に記憶していることをも考えれば、 Bは、被告人の依頼により、8月2日午前9時07分にコンビニエンスストアでジ ュース等を購入し、同日午前9時46分に同じコンビニエンスストアで電話料金を 支払ったものと認められる。したがって、電話料金は、被告人自身が、大の散歩が てら支払ったもので、Bが支払ったのではない旨の被告人の公判供述は信用でき ず、また、被告人の妻の、8月2日、Bは、朝食の後、コンビニエンスストアにジ ュースなどを買いに行っており、同女自身は、朝食の後、Bが帰ってきてから風呂 に入った旨の公判供述も、同女は、いつも午前中に入浴するというのであり、入浴と他の日常の出来事との前後関係についての記憶があいまいなまま、夫である被告 人の弁解に沿った供述をしている可能性も否定できないから,たやすく信用できな い。そして,被告人の妻は,家の中に家人以外の人がいて入浴する場合には,台所 と居間の間の引き戸は閉めていると供述しているから、同女が入浴中に、被告人が わいせつ行為に及ぶことが不可能であるとはいえない。

そうしてみると、8月2日午前中、Bがコンビニエンスストアに買い物など

に行った間に、被告人の妻が入浴していた可能性は十分にあり、被告人がVに対してわいせつ行為をすることが客観的に不可能であったということはできない。

(3)8月3日午前中のわいせつ行為について

Gは、公判廷において、8月3日は、被告人方の最寄りの駅であるg駅か駅に着いたという電話を被告人に入れてから、同日午前10時30分ころに被 告人方を訪れ、その後、被告人らと車2台で出かけ、ガソリンスタンドで給油した 告人万を訪れ、その後、彼古人らと単2百で田かり、カフリンへクントで福価した後、静岡にタレントを迎えに行くために被告人と別れているから、被告人がVに対してわいせつ行為を行うことは不可能であったと供述している。
そして、関係証拠によれば、8月3日午前10時22分ころ、Gが被告人に架電して2分近く通話していること、及び同日午後零時13分ころ、2台の自動車に給油した際のレシートが存在することが認められる。
しかしながら、被告人は、捜査段階において、8月3日当日、Gが静岡にタールとしたがら、被告人は、捜査段階において、8月3日当日、Gが静岡にタールとしたがら、被告人は、捜査段階において、8月3日当日、Gが静岡にタールとしたがら、をかに、東を貸したことががは世述しているにもかわらず

レントを迎えに行くために、車を貸したことなどは供述しているにもかかわらず、 Gが被告人方を訪れたことについては全く供述していなかったばかりか、Bも、公 判廷で、Gが当日被告人方へ来ていたことは記憶していない旨供述している。ま た、上記認定事実によれば、当日の昼ころ、被告人が2台の車に給油をした事実は あるものの、仮に、Gが、その給油された車のうち1台に乗っていたとしても、G と被告人が合流した時刻や場所については明らかではない。Gは、被告人方を訪れ る際には、いつも g 駅から電話をしているから、午前10時22分ころの通話がそ れであり、その数分後には被告人方に到着したと供述しているが、上記通話時間は 約2分間近くあって、これから数分後には直接会って話をできる者同士が単に駅に到着したことを知らせるための通話としては長時間すぎて不自然というほかなく、加えて、Gは、被告人の15年来の友人であり、被告人に誘われてbに出資し、被 告人が逮捕されてからは,被告人の代わりに中心となって店を経営する傍ら,被告 人のために、資料を集めるなどして弁護人に積極的に協力するなどしており、被告 人と親密な人間関係を有するものであることを考えると、Gの上記供述は信用でき ない。なお、この点については、被告人の妻も、Gが来訪したと供述しているが、 Gと同様に被告人の妻の供述も第三者性を欠くといえるから、信用性は乏しい。

また、Vの供述によれば、Bの部屋でわいせつ行為をされている間の被告人の妻の動静が明らかでないが、被告人の妻の供述によれば、Bの部屋には、掃除のとき以外には入らないというのであり、また、被告人の妻が就寝中であった可能性も否定できないから、被告人の妻が在宅している間にわいせつな行為に及ぶことが

不可能であるとまではいえない。

そうすると、8月3日の午前中、Bが入浴している際に、被告人がVに対し てわいせつ行為をする機会がなかったとはいえない。

(4)以上の次第で、8月2日及び同月3日の午前中に、被告人がVに対してわい せつ行為を行う機会が客観的になかったということはできず、この点に関するVの供述の信用性は動かないから、本件強姦の被害に関するVの供述の信用性に疑いを

差し挟む余地はない。 5 以上検討したところによれば、Vの供述は十分に信用でき、他方、これに反す る被告人の弁解供述は信用できないから、弁護人の主張は理由がなく、本件公訴事 実について,犯罪の証明は十分である。

(法令の適用)

罰条 刑法177条前段 未決勾留日数の算入 刑法21条

刑事訴訟法181条1項本文(負担) 訴訟費用

(量刑の理由)

本件は、被告人が、自ら経営する飲食店の共同出資者であり、店長として雇い入 れていた従業員である男性を頼って上京してきた当時高校2年生の女子生徒を強姦 した事案である。

被告人は、家出をして地方から上京し、被告人方に住まわせていた上記男性以外には頼る者がいないVの境遇を知った上で、被告人方に迎え入れた当日から、わいせつ行為を行い、Vがこれを口外しないことをよいことに、その翌日にもわいせつ 行為を重ね,本件犯行に及んでいるのであり,自己の欲望の赴くままに,Vを性欲 のはけ口として扱ったものであって、犯行の動機に酌量の余地はない。被告人は、 Vが、度重なるわいせつ行為に対して被害を訴えることがなかったことから、Vと 行動をともにしていた上記男性に対して、店の開店に遅れないように早めにホステ スを迎えに行くように命じ、その間、携帯電話で連絡を取って所在を明らかにする ように指示し、他の従業員に対しても用件を言いつけて外出させるなどし、Vと二人きりになる機会を作り出した上、店の入っている同じビルの3階の空室に言葉 Vは、家出をしていたとはいえ当時16歳の女子高生であり、地方から上京して制たりにしていたとはいえ当時16歳の女子高生であり、地方から上京とのであり、変出をしていたとはいえ当時16歳の女子高生であり、地方から上京とのであり、大きなとは、本件被害を受けたのであり、見していた男性の雇用主である被告人から、本件被害を受けたのでも発覚したも、力に対してを主義といるのである。ところが、Vとその保護者に対して厳重な処罰を求めているのである。ところが、Vとを書間にさらされるなどの苦痛を味わっているのる。ところが、Vとを告人に対して厳重な処罰を求めているのである。ところが、おいことが、和に対し、何ら被害弁償、慰謝の措置を構じることを書話中傷すると、初れない。加えて、自然といるのであるが、昭和57年に大麻取締法違反罪により懲役15年に処せられ、昭和61年には銃砲刀剣類所持等取締法違反罪により懲役15年に処刊事責任限し、本件が前刑の仮出獄中の犯行であることを考慮すると、被告人の刑事責任は重いといわざるを得ない。

そうすると、家庭には妻と生後8箇月の乳飲み子を抱えていることなど、被告人のためにしん酌し得る事情を十分に考慮してみても、主文掲記の科刑は免れない。 (求刑 懲役3年)

【さいたま地方裁判所第三刑事部裁判長裁判官川上拓一,裁判官根本渉,裁判官蛭 田円香】